

学校法人千葉学園危機管理規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人千葉学園（以下「学園」という。）において発生する危機管理の対象となる事象（以下「危機事象」という）に迅速かつ的確に対処するため、危機管理体制を定めることにより、学生・生徒、職員等の安全確保を図るとともに、学園の社会的な責任を果たすことを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 危機事象 火災、災害、テロ、感染症等の発生その他の重大な事件又は事故により、学生・生徒、職員等の生命若しくは身体の安全又は学園の組織、財産若しくは社会的な評価等に重大な影響若しくは被害を与え、又はそのおそれのある事象をいう。
- (2) 危機管理 学園における危機の発生を未然に防止するための事前対策、危機発生時の対応策及び危機収束時の復旧対策等の総合的な取組をいう。

(危機管理のための責務)

第3条 理事長は、危機管理統括責任者（以下「統括責任者」という）として、学園の危機管理体制の充実に努めなければならない。

- 2 常務理事は、危機管理統括副責任者（以下「副責任者」という）として理事長を補佐し、学園の危機管理体制の充実に努めなければならない。
- 3 学長、附属高等学校長及び法人事務局長は、大学、附属高等学校及び事務局における危機管理責任者として、危機管理体制の充実に努めなければならない。
- 4 理事長は、原則として年に1回、常任理事会において学園の危機管理体制の整備状況を報告しなければならない。

(千葉学園危機管理体制)

第4条 職員は、危機事象が発生又は発生するおそれがあることを察知した場合は、遅滞なく、危機管理責任者に通報しなければならない。

- 2 危機管理責任者は、危機事象が発生若しくは発生するおそれがあることを察知した場合は、危機事象の状況を確認し、統括責任者及び副責任者に報告の上、当該危機事象に係る千葉学園危機管理対策本部の設置について協議するものとする。

なお、学園が別に定める規程・規則・マニュアルに基づく対応が適切であると判断した場合には、危機管理責任者の下、適宜、当該規程・規則・マニュアルに則して、対処するものとする。

(千葉学園危機管理対策本部の設置)

第5条 統括責任者は、第4条第2項の協議の結果、危機事象の対処のために必要と判断した場合は、常任理事会規程第5条第1項第4号に基づき、直ちに当該危機事象に係る千葉学園危機管理対策本部（以下「本部」という）を設置するものとする。

2 本部の構成は、次の通りとする。

- (1) 本部長 理事長をもって充て、本部の業務を総括する。
- (2) 副本部長 常務理事をもって充て、本部長を補佐する。
- (3) 本部員 学長、附属高等学校長及び法人事務局長をもって充てる。
- (4) その他、本部長が指名する者をもって充てる。

3 本部長は、危機事象への対処が終了したときは、本部を解散する。

(本部の業務)

第6条 本部の業務は、次の通りとする。

- (1) 危機事象に関する情報の取得、管理
- (2) 対応策の検討、決定、実施
- (3) 主務官庁との連絡
- (4) 報道機関への対応
- (5) 再発防止策の検討、決定、実施
- (6) その他危機事象への対処のために必要な事務

(本部の権限)

第7条 本部は、本部長の指揮の下に、迅速かつ的確に危機事象に対処しなければならない。

2 本部は、職員に対し危機事象に対処するために必要な指示をすることができ、職員はこれに従わなければならない。

(理事会への報告)

第8条 本部は、危機事象への対処に当り、理事会の審議その他学園の規則等により必要とされる手続を省略することができる。

2 前項の場合、本部長は、危機事象の対処の終了後、遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、危機管理に関し必要な事項は、理事長が定める。

(事務)

第10条 この規程の事務は、総務課が行う。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、常任理事会が行う。

付 則

この規程は、2020年7月8日から施行する。